

尼崎市障害者移動支援事業実施要綱

(令和6年4月1日改正後全文)

(目的)

第1条 本事業は、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、外出において支援を必要とする障害者等に対し、個別に、見守り、誘導及び身体的介助等に係る支援を行うものであって、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの（以下「移動支援サービス」という。）とする。

(指定事業者の指定登録)

第3条 本事業を実施するために指定登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、居宅介護事業者の指定を受けている者でなければならない。

2 申請者は、指定登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (2) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (3) 事業所の平面図
- (4) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 前項に規定する要件を証明する書類
- (6) 従業者であることを証明する身分証明書等の写し
- (7) 管理者の経歴書
- (8) 運営規程
- (9) 従業者の資格を証明するもの
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、法第36条に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に準じて、申請者の事業実施能力を審査し、指定が適当と認める場合につき指定登録通知書を交付するものとする。

4 指定登録を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、第2項の規定に関する書類の記載内容に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、当該事実が発生した日から10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

5 指定事業者は、事業の運営を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止する日の1月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

(指定登録の更新)

第4条 前条の規定による指定事業者は、6年ごとに指定登録の更新を受けなければ、当該期間（以下「指定登録の有効期間」という。）の経過によって、その効力を失う。

2 前項の規定による更新の申請があった場合において、指定登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定登録の有効期間の経過後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定登録の更新がされたときは、その指定登録の有効期間は、従前の指定登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定事業者の基準)

第5条 指定事業者は、当該指定登録に係る移動支援サービス事業所（以下「指定事業所」という。）ごとに、尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第50号）（以下「基準条例」という。）で定める指定居宅介護事業者の基準に準じて、移動支援サービスを提供しなければならない。この場合において、移動支援サービスの提供に従事するものは、基準条例で定める要件にかかわらず、別表1に規定する者とする。

(指定事業者の責務)

第6条 指定事業者は、移動支援サービスの開始に際して、あらかじめ本事業の利用を決定した障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、利用者の支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、本事業の利用の開始について利用者等の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

(報告及び調査等)

第7条 市長は、移動支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、利用者等、利用者等の配偶者若しくは利用者等の属する世帯員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

2 市長は、移動支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、移動支援サービスを行った者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者若しくは指定事業者の従業者又はこれらの者であった者に対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者の当該指定に係る事業所その他の移動支援サービスの提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくはその他物件を検査させることができる。

3 市長は、前2項において指定事業者に移動支援サービスの実施等に関して適当でないとする部分があるときは、当該指定事業者に対して改善指導を行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定による質問又は検査を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指定登録の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者の指定登録を取り消し、又は期間を定めてその指定登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 指定事業者が、法第50条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき

(2) 指定事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年尼崎市規則第23号）第10条に基づき基準該当障害福祉サービス事業者の登録を取り消されたとき

- (3) 指定事業者が、移動支援サービスの実施に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき
- (4) 前条第3項の規定に基づく改善指導に従わないとき

(利用対象者)

第9条 本事業の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、法第5条に定める重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない障害支援区分1以上の判定を受けた者又はこれに相当する者（児童の場合は保護者が付き添えない場合に限る。）で、次に掲げるものとする。ただし、利用対象者であっても障害福祉サービスの利用状況によっては認められない場合もある。

- (1) 肢体障害者（児） 移動に制限がある肢体不自由者（児）であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する者又はこれに準ずる者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」又は「一部介助」である者。
- (2) 知的障害者（児） 尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者。
- (3) 精神障害者（児） 尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者。
- (4) 難病患者（児） 対象疾病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）による両上肢及び両下肢の機能障害を有し、屋外での移動に歩行が困難であること等が医師の診断書（様式1号）で確認できる者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」又は「一部介助」である者。

2 前項の規定にかかわらず、地域において指定行動援護事業者が少ないなど、行動援護の支給決定を受けた者が指定行動援護事業者のみでサービスの提供を受けることが困難な場合は、利用対象者とすることができる。

(移動支援の区分)

第10条 移動支援の区分は、「重度移動支援区分」、「障害支援高区分」及び「障害支援低区分」とし、各区分の対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 重度移動支援区分 法第5条に定める重度訪問介護若しくは行動援護の対象者（障害支援区分の判定を受けている65歳以上の対象者を含む。）又は児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表（障害児通所給付費等単位数表）第1の9のイ若しくは第3の7のイに該当する障害児
- (2) 障害支援高区分 障害支援区分4以上の判定を受けている65歳未満の者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 障害支援低区分 障害支援区分3以下の判定を受けている65歳未満の者（障害支援区分の判定を受けていない者を含み、第1号に掲げる者を除く。）又は65歳以上の者（第1号に掲げる者を除く。）

(申請)

第11条 本事業の利用を受けようとする障害者等は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 移動支援 日中一時支援）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を市長に提出するものとする。なお、難病患者（児）は別紙様式1号の診断書を申請書に

添付しなければならない。

(利用決定)

第12条 市長は、前条の申請があった場合は、利用の可否等を決定し、利用決定通知書又は利用却下通知書により本事業の利用を受けようとする障害者等に通知するものとする。

2 市長は、本事業の利用を決定した場合は、利用者等に対し、次の各号に規定する事項を記載した障害福祉サービス受給者証兼地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

- (1) 利用者の氏名、居住地及び生年月日
- (2) 交付の年月日及び受給者証番号
- (3) 支給量（移動支援の区分を含む。）
- (4) 利用決定の有効期間
- (5) 障害支援区分
- (6) 負担上限月額に関する事項
- (7) その他必要な事項

(変更申請)

第13条 利用者等は、受給者証の内容について変更が必要な場合は、利用変更申請書を市長に提出するものとする。

(変更通知)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その可否を決定し、利用変更決定通知書により利用者等に通知するものとする。

(資格喪失)

第15条 利用者等が次の各号に該当した場合は、この利用資格を喪失する。

- (1) 利用者が、死亡したとき
- (2) 利用者が、利用決定の有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき（居住地特例による住所変更を除く。）
- (3) 利用者等が、利用の可否に係る調査に応じないとき
- (4) 利用者等が、利用に関し虚偽の申請をしたとき
- (5) 利用者等が、自らこの利用資格の喪失を届け出たとき
- (6) 利用者が、本事業を利用する必要がなくなったと市長が認めるとき

(受給者証の再交付)

第16条 利用者等は、受給者証を紛失又は破損した場合は、再交付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、利用決定の有効期間内において、前項の規定による申請を受理した場合は、利用者等に対し、受給者証を交付するものとする。

(給付費の支給)

第17条 市長は、利用者が利用決定の有効期間内において、指定事業者から移動支援サービスを受けたときは、利用者等に対し、当該移動支援サービス（利用決定を受けた支給量の範囲内に限る。）に要した費用について、移動支援サービス給付費（以下「給付費」という。）を支給する。

2 市長は、利用者が指定事業者から移動支援サービスを受けたときは、利用者等が当該指

定事業者に支払うべき当該移動支援サービスに要した費用について、給付費として当該利用者等に支給すべき限度において、当該利用者等に代わり、当該指定事業者を支払うこと（以下「代理受領」という。）ができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、利用者等に対し給付費の支給があったものとみなす。

4 第2項の規定により代理受領を受けようとする指定事業者は、請求書に提供実績記録票を添えて、これを市長に提出することにより、給付費を請求することができる。

5 給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第10条に規定する移動支援の区分に基づく別表2の単価により算定した費用

(2) 次条に規定する利用者負担上限月額（当該利用者負担上限月額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

6 給付費の支給は、指定事業者から利用実績があった日の属する月の翌月10日（その日が尼崎市の休日の場合はその前の日）までに請求がなされた分について、利用実績があった日の属する月の翌々月末日までに行うものとする。

(利用者負担上限月額)

第18条 利用者負担額の上限月額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額とする。

(1) 利用対象者が生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯に属する場合 0円

(2) 利用対象者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であって、利用対象者の年収（利用対象者が18歳未満の場合にあつてはその保護者の年収）が80万円以下の場合 0円

(3) 利用対象者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であって、前号に掲げる以外の場合 0円

(4) 利用対象者（18歳以上の場合に限り、法第5条に定める共同生活援助の支給決定を受けている者を除く。）の属する世帯が市町村民税課税世帯であって、課税されている所得割の額が16万円（ただし、法第5条に定める施設入所支援の支給決定を受けている者については、28万円）未満の場合 9,300円

(5) 利用対象者（18歳未満の場合に限る。）の属する世帯が市町村民税課税世帯であって、課税されている所得割の額が28万円未満の場合 4,600円

(6) 前5号に掲げる以外の場合 37,200円

2 前項各号において世帯とは、利用対象者が18歳以上の場合にあつては利用対象者及びその配偶者、利用対象者が18歳以下の場合にあつては利用対象者の属する世帯全員とする。

(利用者負担上限月額の特例)

第19条 前条第1項第4号から第6号に掲げる区分に該当する利用対象者が、法第28条に定める介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費若しくは尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱第17条に規定する給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受ける者である場合は、前条に規定する利用者負担上限月額（以下「上限

月額」という。)に当該月分の介護給付費等の給付費に係る利用者負担額を加えた額の合計が上限月額を超えることのないように、上限月額を減ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第20条 市長は、偽りその他不正の手段により給付費を受けた者があるときは、その者から、その給付費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、指定事業者が偽りその他不正の行為により給付費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させることができる。

(資料の提供等)

第21条 市長は、移動支援サービスに関して都道府県等が行う調査等に関して必要があると認められるときは、当該事業に関する情報提供、連携を行うことができる。また、市長が必要と認める場合には、都道府県等関係機関に協力依頼、助言等を求めることができる。

(補則)

第22条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(事業所の指定に係る経過措置)

2 平成18年9月末日までに本市を営業区域に含む指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者として外出介護事業所の登録を行っている事業者については、第3条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、移動支援登録申請書及び指定登録通知書(基準該当は除く)を提出することにより、指定事業者として登録したものとみなす。なお、本市で外出介護の支給決定を受けた利用者に現に外出介護のサービスを提供している指定障害福祉サービス事業者についても同様とする。

(移動支援の支給決定に係る経過措置)

3 平成18年9月末日までに外出介護の支給決定を受けているものにあつては、第8条及び第9条の規定にかかわらず利用対象者とし、そのうち「身体介護を伴う」とされている者については「移動支援(身体介護を伴う)」、それ以外の者については「移動支援(身体介護を伴わない)」の支給決定を受けたものとみなす。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(利用者負担上限月額の取扱いについて)

2 改正後の利用者負担上限月額については、本要綱施行日以後の利用に係る利用者負担額に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成19年8月30日から実施する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(利用者負担上限月額の取扱いについて)

2 改正後の利用者負担上限月額については、本要綱施行日以後の利用に係る利用者負担額に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(利用者負担上限月額の取扱いについて)

2 改正後の利用者負担上限月額については、この要綱の施行日以後の利用に係る利用者負担額に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第10条に係る改正については、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(移動支援の支給決定に係る経過措置)

2 第9条及び第10条に規定する尼崎市自立支援認定調査票の「全介助」「一部介助」「見守り等」に係る基準並びに別表3に掲げる調査項目等に係る点数の基準については、引き続き、「認定調査票記入の手引き」(平成18年3月17日付障企発第0317001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)及び「調査員マニュアル」(平成18年3月17日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に旧要綱の規定によりなされた申請又は届出その他の手続は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(給付費の取り扱いについて)

2 改正後の給付費の額については、本要綱施行日以後の利用に係る請求に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(給付費の取り扱いについて)

2 改正後の給付費の額については、本要綱施行日以後の利用に係る請求に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(給付費の取り扱いについて)

2 改正後の給付費の額については、本要綱施行日以後の利用に係る請求に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(給付費の取り扱いについて)

2 改正後の給付費の額については、本要綱施行日以後の利用に係る請求に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(給付費の取り扱いについて)

2 改正後の給付費の額については、本要綱施行日以後の利用に係る請求に対して適用し、

施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

(給付費の特例的な取り扱いについて)

- 3 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するためかかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、第17条第5項第1号の給付費の額は、別表2の2の単価により算定した費用とする。

附 則

(施行の期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(給付費の取り扱いについて)

- 2 改正後の給付費の額については、本要綱施行日以後の利用に係る請求に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(給付費の取り扱いについて)

- 2 改正後の給付費の額については、本要綱施行日以後の利用に係る請求に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

様式1号

診 断 書

(尼崎市障害者移動支援事業)

年 月 日生

【患者氏名】

【患者住所】

【疾病名】

【症状(障害の直接の原因となっている疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容等)】

【両上肢及び両下肢の機能障害を有し、かつ屋外での移動が困難で車椅子等が必要か。】

【在宅で療養が可能な程度に症状が安定していて、外出が可能か。】

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名

印

医師の皆様へ

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働省告示第292号)の患者で、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

難病患者等につきましては、治療方法が確立していない疾患に罹患し、症状が変化し進行する等の特徴があるため、「尼崎市障害者移動支援事業」を利用される際には、本制度の主旨をご理解のうえ、診断書の必要事項欄にご記入くださるようお願いいたします。

※なお、この事業に関する問い合わせは

南部障害者支援課 電話 06-6415-6246 FAX 06-6430-6803
北部障害者支援課 電話 06-4950-0374 FAX 06-6428-5118

【疾病名】

別表1

	肢体障害	視覚障害	知的障害	精神障害	難病患者
① 介護福祉士	○	△	○	○	○
② 居宅介護従業者養成研修1級課程、2級課程修了者※1	○	△	○	○	○
③ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者※1	○	×	×	×	○
④ 行動援護従業者養成研修課程修了者※1	×	×	○	○	×
⑤ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する政令で定める者※1	○	△	○	○	○
⑥ 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	×	○	×	×	×
⑦ 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	○	×	×	×	△
⑧ 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	○	×
⑨ 日常生活支援従業者養成研修課程修了者	○	×	×	×	△
⑩ 介護職員基礎研修課程修了者	○	△	○	○	○
⑪ 実務者研修課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者	○	△	○	○	○
⑫ 難病患者等ホームヘルパー養成研修修了者	×	×	×	×	○
⑬ 同行援護従業者養成研修課程修了者	×	○	×	×	×

※1・・・都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを含む

○・・・可 △・・・一部可 ×・・・不可

△については、利用者等の同意があったときのみ従事可

(令和6年4月提供分から適用)

障害支援低区分

種類	項目	【障害支援低区分】 略称	算定区分	算定 単位数	地域区分ごとの算定単位数(1円未満切捨て)							
					1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
16	3111	低区分移動支援0. 5H	30分未満	144	1,612	1,578	1,569	1,543	1,526	1,491	1,465	1,440
16	3112	低区分移動支援1. 0H	30分以上1時間未満	219	2,452	2,400	2,387	2,347	2,321	2,268	2,229	2,190
16	3113	低区分移動支援1. 5H	1時間以上1時間30分未満	310	3,472	3,397	3,379	3,323	3,286	3,211	3,155	3,100
16	3114	低区分移動支援2. 0H	1時間30分以上2時間未満	381	4,267	4,175	4,152	4,084	4,038	3,947	3,878	3,810
16	3115	低区分移動支援2. 5H	2時間以上2時間30分未満	453	5,073	4,964	4,937	4,856	4,801	4,693	4,611	4,530
16	3116	低区分移動支援3. 0H	2時間30分以上3時間未満	524	5,868	5,743	5,711	5,617	5,554	5,428	5,334	5,240
16	3117	低区分移動支援3. 5H	3時間以上3時間30分未満	596	6,675	6,532	6,496	6,389	6,317	6,174	6,067	5,960
16	3118	低区分移動支援4. 0H	3時間30分以上4時間未満	667	7,470	7,310	7,270	7,150	7,070	6,910	6,790	6,670
16	3119	低区分移動支援4. 5H	4時間以上4時間30分未満	740	8,288	8,110	8,066	7,932	7,844	7,666	7,533	7,400
16	3120	低区分移動支援5. 0H	4時間30分以上5時間未満	812	9,094	8,899	8,850	8,704	8,607	8,412	8,266	8,120
16	3121	低区分移動支援5. 5H	5時間以上5時間30分未満	882	9,878	9,666	9,613	9,455	9,349	9,137	8,978	8,820
16	3122	低区分移動支援6. 0H	5時間30分以上6時間未満	952	10,662	10,433	10,376	10,205	10,091	9,862	9,691	9,520
16	3123	低区分移動支援6. 5H	6時間以上6時間30分未満	1,023	11,457	11,212	11,150	10,966	10,843	10,598	10,414	10,230
16	3124	低区分移動支援7. 0H	6時間30分以上7時間未満	1,096	12,275	12,012	11,946	11,749	11,617	11,354	11,157	10,960
16	3125	低区分移動支援7. 5H	7時間以上7時間30分未満	1,170	13,104	12,823	12,753	12,542	12,402	12,121	11,910	11,700
16	3126	低区分移動支援8. 0H	7時間30分以上	1,243	13,921	13,623	13,548	13,324	13,175	12,877	12,653	12,430
16	3211	低区分移動支援二人0. 5H	30分未満	144	1,612	1,578	1,569	1,543	1,526	1,491	1,465	1,440
16	3212	低区分移動支援二人1. 0H	30分以上1時間未満	219	2,452	2,400	2,387	2,347	2,321	2,268	2,229	2,190
16	3213	低区分移動支援二人1. 5H	1時間以上1時間30分未満	310	3,472	3,397	3,379	3,323	3,286	3,211	3,155	3,100
16	3214	低区分移動支援二人2. 0H	1時間30分以上2時間未満	381	4,267	4,175	4,152	4,084	4,038	3,947	3,878	3,810
16	3215	低区分移動支援二人2. 5H	2時間以上2時間30分未満	453	5,073	4,964	4,937	4,856	4,801	4,693	4,611	4,530
16	3216	低区分移動支援二人3. 0H	2時間30分以上3時間未満	524	5,868	5,743	5,711	5,617	5,554	5,428	5,334	5,240
16	3217	低区分移動支援二人3. 5H	3時間以上3時間30分未満	596	6,675	6,532	6,496	6,389	6,317	6,174	6,067	5,960
16	3218	低区分移動支援二人4. 0H	3時間30分以上4時間未満	667	7,470	7,310	7,270	7,150	7,070	6,910	6,790	6,670
16	3219	低区分移動支援二人4. 5H	4時間以上4時間30分未満	740	8,288	8,110	8,066	7,932	7,844	7,666	7,533	7,400
16	3220	低区分移動支援二人5. 0H	4時間30分以上5時間未満	812	9,094	8,899	8,850	8,704	8,607	8,412	8,266	8,120
16	3221	低区分移動支援二人5. 5H	5時間以上5時間30分未満	882	9,878	9,666	9,613	9,455	9,349	9,137	8,978	8,820
16	3222	低区分移動支援二人6. 0H	5時間30分以上6時間未満	952	10,662	10,433	10,376	10,205	10,091	9,862	9,691	9,520
16	3223	低区分移動支援二人6. 5H	6時間以上6時間30分未満	1,023	11,457	11,212	11,150	10,966	10,843	10,598	10,414	10,230
16	3224	低区分移動支援二人7. 0H	6時間30分以上7時間未満	1,096	12,275	12,012	11,946	11,749	11,617	11,354	11,157	10,960
16	3225	低区分移動支援二人7. 5H	7時間以上7時間30分未満	1,170	13,104	12,823	12,753	12,542	12,402	12,121	11,910	11,700
16	3226	低区分移動支援二人8. 0H	7時間30分以上	1,243	13,921	13,623	13,548	13,324	13,175	12,877	12,653	12,430

(令和6年4月提供分から適用)

障害支援高区分

種類	項目	【障害支援高区分】 略称	算定区分	算定 単位数	地域区分ごとの算定単位数(1円未満切捨て)							
					1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
16	4111	高区分移動支援0. 5H	30分未満	173	1,937	1,896	1,885	1,854	1,833	1,792	1,761	1,730
16	4112	高区分移動支援1. 0H	30分以上1時間未満	262	2,934	2,871	2,855	2,808	2,777	2,714	2,667	2,620
16	4113	高区分移動支援1. 5H	1時間以上1時間30分未満	371	4,155	4,066	4,043	3,977	3,932	3,843	3,776	3,710
16	4114	高区分移動支援2. 0H	1時間30分以上2時間未満	457	5,118	5,008	4,981	4,899	4,844	4,734	4,652	4,570
16	4115	高区分移動支援2. 5H	2時間以上2時間30分未満	543	6,081	5,951	5,918	5,820	5,755	5,625	5,527	5,430
16	4116	高区分移動支援3. 0H	2時間30分以上3時間未満	628	7,033	6,882	6,845	6,732	6,656	6,506	6,393	6,280
16	4117	高区分移動支援3. 5H	3時間以上3時間30分未満	715	8,008	7,836	7,793	7,664	7,579	7,407	7,278	7,150
16	4118	高区分移動支援4. 0H	3時間30分以上4時間未満	800	8,960	8,768	8,720	8,576	8,480	8,288	8,144	8,000
16	4119	高区分移動支援4. 5H	4時間以上4時間30分未満	887	9,934	9,721	9,668	9,508	9,402	9,189	9,029	8,870
16	4120	高区分移動支援5. 0H	4時間30分以上5時間未満	974	10,908	10,675	10,616	10,441	10,324	10,090	9,915	9,740
16	4121	高区分移動支援5. 5H	5時間以上5時間30分未満	1,058	11,849	11,595	11,532	11,341	11,214	10,960	10,770	10,580
16	4122	高区分移動支援6. 0H	5時間30分以上6時間未満	1,142	12,790	12,516	12,447	12,242	12,105	11,831	11,625	11,420
16	4123	高区分移動支援6. 5H	6時間以上6時間30分未満	1,228	13,753	13,458	13,385	13,164	13,016	12,722	12,501	12,280
16	4124	高区分移動支援7. 0H	6時間30分以上7時間未満	1,315	14,728	14,412	14,333	14,096	13,939	13,623	13,386	13,150
16	4125	高区分移動支援7. 5H	7時間以上7時間30分未満	1,404	15,724	15,387	15,303	15,050	14,882	14,545	14,292	14,040
16	4126	高区分移動支援8. 0H	7時間30分以上	1,491	16,699	16,341	16,251	15,983	15,804	15,446	15,178	14,910
16	4211	高区分移動支援二人0. 5H	30分未満	173	1,937	1,896	1,885	1,854	1,833	1,792	1,761	1,730
16	4212	高区分移動支援二人1. 0H	30分以上1時間未満	262	2,934	2,871	2,855	2,808	2,777	2,714	2,667	2,620
16	4213	高区分移動支援二人1. 5H	1時間以上1時間30分未満	371	4,155	4,066	4,043	3,977	3,932	3,843	3,776	3,710
16	4214	高区分移動支援二人2. 0H	1時間30分以上2時間未満	457	5,118	5,008	4,981	4,899	4,844	4,734	4,652	4,570
16	4215	高区分移動支援二人2. 5H	2時間以上2時間30分未満	543	6,081	5,951	5,918	5,820	5,755	5,625	5,527	5,430
16	4216	高区分移動支援二人3. 0H	2時間30分以上3時間未満	628	7,033	6,882	6,845	6,732	6,656	6,506	6,393	6,280
16	4217	高区分移動支援二人3. 5H	3時間以上3時間30分未満	715	8,008	7,836	7,793	7,664	7,579	7,407	7,278	7,150
16	4218	高区分移動支援二人4. 0H	3時間30分以上4時間未満	800	8,960	8,768	8,720	8,576	8,480	8,288	8,144	8,000
16	4219	高区分移動支援二人4. 5H	4時間以上4時間30分未満	887	9,934	9,721	9,668	9,508	9,402	9,189	9,029	8,870
16	4220	高区分移動支援二人5. 0H	4時間30分以上5時間未満	974	10,908	10,675	10,616	10,441	10,324	10,090	9,915	9,740
16	4221	高区分移動支援二人5. 5H	5時間以上5時間30分未満	1,058	11,849	11,595	11,532	11,341	11,214	10,960	10,770	10,580
16	4222	高区分移動支援二人6. 0H	5時間30分以上6時間未満	1,142	12,790	12,516	12,447	12,242	12,105	11,831	11,625	11,420
16	4223	高区分移動支援二人6. 5H	6時間以上6時間30分未満	1,228	13,753	13,458	13,385	13,164	13,016	12,722	12,501	12,280
16	4224	高区分移動支援二人7. 0H	6時間30分以上7時間未満	1,315	14,728	14,412	14,333	14,096	13,939	13,623	13,386	13,150
16	4225	高区分移動支援二人7. 5H	7時間以上7時間30分未満	1,404	15,724	15,387	15,303	15,050	14,882	14,545	14,292	14,040
16	4226	高区分移動支援二人8. 0H	7時間30分以上	1,491	16,699	16,341	16,251	15,983	15,804	15,446	15,178	14,910

(令和6年4月提供分から適用)

重度移動支援区分

【重度移動支援区分】			算定区分	算定 単位数	地域区分ごとの算定単位数(1円未満切捨て)							
種類	項目	略称			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
16	5111	重度移動支援0. 5H	30分未満	202	2,262	2,213	2,201	2,165	2,141	2,092	2,056	2,020
16	5112	重度移動支援1. 0H	30分以上1時間未満	306	3,427	3,353	3,335	3,280	3,243	3,170	3,115	3,060
16	5113	重度移動支援1. 5H	1時間以上1時間30分未満	433	4,849	4,745	4,719	4,641	4,589	4,485	4,407	4,330
16	5114	重度移動支援2. 0H	1時間30分以上2時間未満	533	5,969	5,841	5,809	5,713	5,649	5,521	5,425	5,330
16	5115	重度移動支援2. 5H	2時間以上2時間30分未満	634	7,100	6,948	6,910	6,796	6,720	6,568	6,454	6,340
16	5116	重度移動支援3. 0H	2時間30分以上3時間未満	733	8,209	8,033	7,989	7,857	7,769	7,593	7,461	7,330
16	5117	重度移動支援3. 5H	3時間以上3時間30分未満	834	9,340	9,140	9,090	8,940	8,840	8,640	8,490	8,340
16	5118	重度移動支援4. 0H	3時間30分以上4時間未満	934	10,460	10,236	10,180	10,012	9,900	9,676	9,508	9,340
16	5119	重度移動支援4. 5H	4時間以上4時間30分未満	1,035	11,592	11,343	11,281	11,095	10,971	10,722	10,536	10,350
16	5120	重度移動支援5. 0H	4時間30分以上5時間未満	1,136	12,723	12,450	12,382	12,177	12,041	11,768	11,564	11,360
16	5121	重度移動支援5. 5H	5時間以上5時間30分未満	1,235	13,832	13,535	13,461	13,239	13,091	12,794	12,572	12,350
16	5122	重度移動支援6. 0H	5時間30分以上6時間未満	1,333	14,929	14,609	14,529	14,289	14,129	13,809	13,569	13,330
16	5123	重度移動支援6. 5H	6時間以上6時間30分未満	1,432	16,038	15,694	15,608	15,351	15,179	14,835	14,577	14,320
16	5124	重度移動支援7. 0H	6時間30分以上7時間未満	1,534	17,180	16,812	16,720	16,444	16,260	15,892	15,616	15,340
16	5125	重度移動支援7. 5H	7時間以上7時間30分未満	1,638	18,345	17,952	17,854	17,559	17,362	16,969	16,674	16,380
16	5126	重度移動支援8. 0H	7時間30分以上	1,740	19,488	19,070	18,966	18,652	18,444	18,026	17,713	17,400
16	5211	重度移動支援二人0. 5H	30分未満	202	2,262	2,213	2,201	2,165	2,141	2,092	2,056	2,020
16	5212	重度移動支援二人1. 0H	30分以上1時間未満	306	3,427	3,353	3,335	3,280	3,243	3,170	3,115	3,060
16	5213	重度移動支援二人1. 5H	1時間以上1時間30分未満	433	4,849	4,745	4,719	4,641	4,589	4,485	4,407	4,330
16	5214	重度移動支援二人2. 0H	1時間30分以上2時間未満	533	5,969	5,841	5,809	5,713	5,649	5,521	5,425	5,330
16	5215	重度移動支援二人2. 5H	2時間以上2時間30分未満	634	7,100	6,948	6,910	6,796	6,720	6,568	6,454	6,340
16	5216	重度移動支援二人3. 0H	2時間30分以上3時間未満	733	8,209	8,033	7,989	7,857	7,769	7,593	7,461	7,330
16	5217	重度移動支援二人3. 5H	3時間以上3時間30分未満	834	9,340	9,140	9,090	8,940	8,840	8,640	8,490	8,340
16	5218	重度移動支援二人4. 0H	3時間30分以上4時間未満	934	10,460	10,236	10,180	10,012	9,900	9,676	9,508	9,340
16	5219	重度移動支援二人4. 5H	4時間以上4時間30分未満	1,035	11,592	11,343	11,281	11,095	10,971	10,722	10,536	10,350
16	5220	重度移動支援二人5. 0H	4時間30分以上5時間未満	1,136	12,723	12,450	12,382	12,177	12,041	11,768	11,564	11,360
16	5221	重度移動支援二人5. 5H	5時間以上5時間30分未満	1,235	13,832	13,535	13,461	13,239	13,091	12,794	12,572	12,350
16	5222	重度移動支援二人6. 0H	5時間30分以上6時間未満	1,333	14,929	14,609	14,529	14,289	14,129	13,809	13,569	13,330
16	5223	重度移動支援二人6. 5H	6時間以上6時間30分未満	1,432	16,038	15,694	15,608	15,351	15,179	14,835	14,577	14,320
16	5224	重度移動支援二人7. 0H	6時間30分以上7時間未満	1,534	17,180	16,812	16,720	16,444	16,260	15,892	15,616	15,340
16	5225	重度移動支援二人7. 5H	7時間以上7時間30分未満	1,638	18,345	17,952	17,854	17,559	17,362	16,969	16,674	16,380
16	5226	重度移動支援二人8. 0H	7時間30分以上	1,740	19,488	19,070	18,966	18,652	18,444	18,026	17,713	17,400